

新・技術士CPDについて 委員会報告

Report of the committee on the new professional engineer Continuing Professional Development (CPD).

技術士制度検討委員会

1 新・技術士CPDの経緯

これまで日本技術士会は更新制の導入を目指し、提案を取りまとめ提案してきた。文部科学省の技術士分科会において更新制は継続検討事項となったが、技術士資格活用促進や国際通用制を確保する観点から「公的な枠組みでCPDの実績を管理する仕組み」を設けることが決定された。

これを受け2021年4月26日に文部科学大臣通知¹⁾が発出、更に同年9月8日付で文部科学省の省令²⁾が改正され新・技術士CPD制度がスタートした。

2 新・技術士CPDの目的・意義

(1) 全ての技術士対象

本制度は技術士法第47条の2に規定されている「技術士の資質向上の責務」に基づいたものであり、主体的な意思によるCPDの履行を促し技術士の能力の向上や技術士資格の活用促進に繋げていこうとするものである。

3 新・技術士CPDとは

(1) 技術士に求められるコンピテンシー

技術者に求められる資質能力は、ますます高度化、多様化している。科学技術・学術審議会技術士分科会は、平成26年3月に「技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）」として、「専門的学識」、「問題解決」、「マネジメント」、「評価」、「コミュニケーション」、「リーダーシップ」、「技術者倫理」を示し、令和5年1月には「継続研さん」を追加した。これらは、技術士であれば最低限備えるべき資質能力で、技術士はこれらの資質能力の向上を図るために十分なCPD活動を行う必要がある。

(2) CPDの区分と算定基準

近年、資格の活用の観点からCPD活動の実績証明が求められるようになった。そのため前述の

コンピテンシーを基本に資質区分・資質項目（表1）を整理し、他学協会と共通した形態区分・形態項目（表2）を定めるとともに、講演会参加1時間を1CPD時間、自己学習を0.5CPD時間とする等、形態項目毎のCPD算定基準の目安を設定した。

表1 資質区分と資質項目

資質区分	資質項目
A.専門的学識	1-1 技術部門全般
	1-2 専門(選択)科目
	1-3 法令・規格等の制度
	1-4 社会・自然条件
B.一般共通 資質	2 問題解決
	3 マネジメント
	4 評価
	5 コミュニケーション
	6 リーダーシップ
	7 技術者倫理

表2 形態区分と形態項目

形態区分	形態項目
I.参加型	1 講演・研修
	2 組織内研修
	3 学協会活動
II.発信型	4 論文・報告文
	5 講師・技術指導
	6 図書執筆
	7 技術協力
III.実務型	8 資格取得
	9 業務成果
IV.自己学習	10 多様な自己学習

(3) キャリア形成に必要なCPD時間

資質能力を維持するためには年間20CPD時間の実績が必要とし「基準CPD時間」と定めた。また、国際的にも活躍できるより高度なエンジニアとなるためには年間50CPD時間の実績（そのうち技術者倫理1CPD時間）が必要とし「推奨CPD時間」と定めた。

(4) 技術士登録簿に資質向上の取組状況欄を追加

文部科学省は技術士CPD活動の履行状況を公的に裏付けるため、技術士登録簿に資質向上の取組状況欄を設け、CPD活動実績を記載できるようにした。

4 記載申請について

(1) CPD算定基準

個々の技術士はCPDの目的に適したものを自主的に選択し実行するとともに、そのCPD時間は一定の算定基準を適用して、登録・分析することが求められる。詳細な算定基準は、技術士CPD管理運営マニュアルVer1.3³⁾ - (表1) 日本技術士会CPD時間算定基準及び(表2) 日本技術士会CPD時間算定基準(注意事項)に規定

されている。また、算定基準の利用方法は、(表1)の形態区分及び形態項目の組み合わせから該当する登録コード、CPD時間換算係数及びCPD時間年間上限等に基づきCPD時間、CPD名、主催者、場所、CPD内容等を日本技術士会CPD登録システム(Pe-CPDシステム)にWEB登録する。

(2) 活動実績の管理及び活動の仕組み

日々のCPD実績は、Pe-CPDシステムにWEB登録することで技術士CPD活動実績簿が作成される。なお、第三者からの問合せに対してCPD記録の証拠となるものを提示し技術士自ら説明できるようにしておく必要がある。また、本会ではCPD活動の内容の質を確保するため、定期的に抽出して審査を実施している。さらに、希望者は登録事項変更届書の提出(法的手続き)により技術士登録簿「資質向上の取り組み状況」欄へ「技術士CPD活動実績簿」に登録された過去5年度までの実績時間を記載申請できる。なお、本会以外の学協会にCPD登録している場合、本会の「技術士CPD活動実績管理活用システム」を利用して記載申請できる。また、公共調達の申請書類の一部等に供されるCPD活動実績証明書(年度単位)又は技術士CPD登録証明書(任意期間)を発行している。

(3) 技術士(CPD認定)

技術士の社会的な信用度を高め活用を促進するため、技術士登録簿に長期間連続して一定以上のCPD実績が認められる方に「技術士(CPD認定)」の認定証を発行し、名刺等への標記及び本会が定めるロゴマークの使用を認めるとともに、名簿を希望によりホームページに公表する。

認定を申請するための要件は次のとおり。

- ① 申請前の過去5年度間で250CPD時間の実績(内5CPD時間以上の技術者倫理の実績)かつ
- ② 前述の5年度間においては各年度最低20CPD時間の実績 但し、移行措置として2025年3月末までにその前年度以前の実績で申請する場合は、直近の過去2年度間連続して推奨CPD時間を達成している実績により

認定を行う。

上記(1)～(3)の各種手続きは、全ての技術士が対象かつ本会ホームページからのオンラインによる申請が可能である。

5 資格活用との関連

(1) 農林水産省における技術士(CPD認定)の活用事例

農林水産省では、令和5年度から測量・建設コンサルタント業務の技術提案書評価基準における技術者継続教育に対する取組について、従来のCPD単位の取得の評価点に加えて、技術士(CPD認定)が加算評価点(1点)として認められた。このため2022年度の技術士(CPD認定)の認定者数は27名と全体の6.5%であったが、2023年度の認定者数は255名と全体の42.8%に急増した。

(2) APEC/IPEA国際エンジニアへのアプローチ

技術士(CPD認定)のCPD取得については、APEC・IPEA国際エンジニアの登録要件と同等以上であり、国際的な活躍を目指す技術士の積極的なキャリアアップの近道である。

6 課題と今後の方針

本制度がスタートし2年半経過したが、記載申請者の総数は3000名強に留まっている。本会としては、「まず1万人の記載申請」を目指し活動していきたい。

【黒崎会長の年頭所感より】

「・・・本会会員である技術士の皆様がCPDを実施し登録することを新年にあたっての抱負の一つとされることをお願い申し上げます」

<引用・参考文献>

- 1) 大臣通知(3文科科第65号)、文部科学省、2021年
- 2) 技術士法施行規則の一部を改正する省令(文部科学省令第43号)、文部科学省、2021年
- 3) 技術士CPD管理運用マニュアルVer1.3、日本技術士会、2023年

技術士制度検討委員会

e-mail : cpd-kanri@engineer.or.jp